

令和2年度山形県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障がい分）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止や障がい福祉分野の職員の支援を行うことを目的として、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の交付について」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号、厚生労働省発障0630第1号、厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害保健福祉部長通知」という。）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で山形県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障がい分）（以下「交付金」という。）を交付する。

（交付の対象）

第2条 県が実施する事業は次の第1号から第3号の事業とし、県は各号に定める事業を対象に交付金を交付する。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底事業

障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」3（1）に基づき、全ての障害福祉サービス施設・事業所等が行う事業

(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業

実施要綱3（3）①に基づき、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）が行う事業

(3) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備事業

実施要綱3（3）②に基づき、在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が行う事業

2 前項に定めるもののほか、実施要綱3（4）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業に基づく交付金（以下「慰労金」という。）を、知事は全ての障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の事業所（全ての障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所に準ずるものに限る。）を含む。以下「支給対象施設・事業所」という。）に勤務する職員に対して支給する。

（交付金の額）

第3条 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

2 慰労金の給付額は、別表2の第2欄に掲げる対象者ごとに第3欄の額とする。

(交付申請)

第4条 この交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。ただし、山形県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から障害福祉サービス等に係る給付費の支払いを直接受けている障害福祉サービス施設・事業所等は、国保連を通じて交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別申請額一覧(別記様式第2号)

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障がい分)に関する事業実施計画書(事業所単位)(別記様式第3号)

(3) 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)(別記様式第4号)

(実績報告等)

第5条 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別記様式第5号による事業実績報告書に次の書類を添えて、翌年度4月20日までに知事に提出して行わなければならない。

(1) 事業所・施設別実績額一覧(別記様式第6号)

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障がい分)に関する実績報告書(事業所単位)(別記様式第7号)

(3) 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)(別記様式第4号)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(概算払)

第6条 知事は、必要と認めるときは、交付金の概算払いをすることができる。

(帳簿の備付等)

第7条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(財産の管理)

第8条 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、規則第22条に規定する知事の承認を受けずにこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

2 知事は、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その交付した交付金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命じる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(別表1)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金

(別表2)

1 事業区分	2 交付対象者	3 給付額
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	(1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 ・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 ・（その他の支給対象施設・事業所）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所で勤務した職員	職員一人あたり 20万円
	・それ以外の職員	職員一人あたり 5万円
	(2) 上記(1)以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員	職員一人あたり 5万円